

下関市マイナンバーカード出張申請サポート業務に係るプロポーザル評価基準

(1) 評価方法

企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。評価は100点を満点とし、プロポーザル審査委員会の委員は、評価項目ごとに、配点×評価係数で評価を行う。審査委員（5名）の平均評価点が高い方を上位とし、最も高い事業者を候補者として選定する。ただし、平均評価点が満点の6割以上であることを選定の条件とする。同点の場合は、評価項目「業務の実施計画」の評価点が高い事業者を選定する。

審査委員の評価：評価項目ごとに配点（表1）× 評価係数（表2）の合計
事業者の評価点（100点満点）：審査委員（5名）の平均評価点

(2) 項目及び配点

表 1

| 評価項目 | 評価内容 | 配点 |
|-------------|--|----|
| 方針及び基本的な考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務の趣旨・目的を理解したうえで、企画提案されているか。 ・マイナンバーカード普及促進に係る課題を理解し、課題解決につながる効果的な提案がされているか。 | 10 |
| 業務の実施計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に具体性があり、確実に実現可能な企画提案となっているか。 ・マイナンバーカード未申請者に対して、出張申請に向けた具体的かつ効果的な勧奨方法等が提案されているか。 | 20 |
| 業務実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・総括責任者及び現場管理責任者の業務実績は十分であり、円滑に遂行できる体制となっているか。 ・本市との連絡調整体制は妥当か。 ・業務実施にあたり、必要な知識や能力を有する者が適切に配置され、的確な業務遂行が可能な体制が提案されているか。 ・業務従事者数は的確に算出されているか。 | 15 |
| 従事者の確保・研修等 | <ul style="list-style-type: none"> ・円滑に業務を遂行するため、従事者の教育・研修体制及び運営マニュアル、FAQの作成等について具体的な提案がされているか。 ・市の代理人としての市民対応やマイナンバーカードに関する知識を必要とする業務に従事する者について、その品質を維持、向上させるための具体的な方策が示されているか。 | 10 |
| 個人情報の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・法令順守のための体制、取り組みが整備されているか。 ・業務実施にあたり、個人情報の保護や情報セキュリティ等について十分な対策が取られているか。 | 10 |

| | | |
|-------|--|-----|
| 会場運営等 | <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な運営方法、体制が提案されているか。 ・使用する物品や執務環境に対して適切に配慮されているか。 | 5 |
| 広報・宣伝 | <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施を広く周知し、より多くの申請者を得るための効果的かつ効率的な方策が示されているか。 | 15 |
| 業務実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容を裏付ける同種業務の履行実績があるか。 | 5 |
| 見積額 | <ul style="list-style-type: none"> ・見積額は適正か。 | 10 |
| 合計 | | 100 |

(3) 評価の基準

表2

| 評価 | 評価係数 |
|------------------------------|------|
| 特に優秀である／高度な能力を有している／十分な実績がある | 1.0 |
| 優れている／十分な能力を有している／実績がある | 0.8 |
| 平均的・普通である／平均的な能力である | 0.6 |
| 物足りない／若干劣る能力である | 0.4 |
| 不安・不満である／能力が劣る | 0.2 |
| 記載なし／実績なし | 0.0 |